

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 地方自治の本旨
- (2) 行政上の即時強制（即時執行）

II 次の事例を読んで、後の設問に答えなさい。

A は、ツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれる 140 文字以内のメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）に、以下のように投稿された。

【投稿日時】 2011 年 4 月 16 日 10 : 42

【投稿内容】 「おかしな人がいる」女湯の脱衣場侵入容疑で男逮捕（〇〇新聞）

岐阜・下呂温泉：岐阜県警下呂署は 15 日、ホテルの女湯の脱衣場に入ったとして建造物侵入の疑いで名古屋市千種区、大学生、A 容疑者（23）を逮捕した。

当該ツイートについて、A は、ツイッター（アメリカ合衆国カリフォルニア州に本店を有する外国法人）に対して、削除を求めている。

A は、2011 年 4 月 15 日、旅館の女性用浴場の脱衣場に侵入したとの被疑事実で逮捕され、同年 5 月、建造物侵入罪により罰金刑に処せられ、その罰金を納付した。A が逮捕された事実は、逮捕当日に報道され、その記事が複数の報道機関のウェブサイトに掲載された。

2022 年 12 月現在、それらの報道機関のウェブサイトにおいて、当該ツイートに転載された報道記事は既に削除されている。ただし、ツイッターには、利用者の入力した条件に合致するツイートを検索する機能が備えられているが、ツイッター上において、A の氏名を入力して検索した場合のみ、上記投稿内容が検索結果として表示され、閲覧することが可能な状態にある。

A は、現在、茨城県選出の国会議員の私設秘書をしており、同県内で妻と幼稚園に通う子ども 3 人で平穏に暮らしている。2023 年 1 月に実施予定の茨城県議会議員選挙に立候補予定である。

設問：必要に応じて対立する見解にも触れつつ、この事例に含まれる憲法上の問題を論じなさい。なお、訴訟形態の問題については論じなくてよい。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

株式会社A（以下「A社」という。）は、B県内所在の集合住宅の合計5つの居室（以下「本件各居室」という。）において旅館業法によらずに宿泊業を営むことを計画し、住宅宿泊事業法3条1項に基づき、住宅宿泊事業（民泊）を営む旨の届出をしようとした。その際にA社がB県担当課に提出した届出書には、本件各居室はA社の社宅用に賃借したものであるとして、住宅宿泊事業法施行規則2条3号に該当する旨が記載されているとともに、そのことを証する資料として、本件各居室の水道料金・下水道料金に関するA社宛の請求書の写しが添付されていた。しかし、B県担当課の職員Cは、本件各居室が客観的に同号に該当すると認めるのは困難であり、上記集合住宅は民泊専用の新築投資用マンションである可能性が高いと認められることから、A社の届出を住宅宿泊事業として受理することはできないと判断し、上記届出書及び添付資料をA社に返却した。

A社は、Cの上記の行為を住宅宿泊事業に関する営業不許可処分と捉え、その取消訴訟を提起することを考えている。

設問：Cの上記の行為は、取消訴訟の対象となる処分に当たるか。旅館業法3条1項に基づく営業の許可の仕組みと住宅宿泊事業法3条1項に基づく営業の届出の仕組みとの異同を踏まえて、検討しなさい。

【資料】

旅館業法（抄）

第3条① 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（……）の許可を受けなければならない。……

② 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

……

③ 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（……）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

……

⑤ 第2項又は第3項の規定により、第1項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第3条第1項の規定に違反して同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者

住宅宿泊事業法（抄）

（定義）

第2条① この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいう。

- 二 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。

（届出）

第3条① 都道府県知事（……）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。

- ② 前項の届出をしようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

……

- ③ 前項の届出書には、当該届出に係る住宅の図面、第1項の届出をしようとする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

- ⑦ 都道府県知事は、第1項……による届出を受理した場合において、当該届出に係る住宅が保健所設置市等（……）の区域内に所在するときは、遅滞なく、その旨を当該保健所設置市等の長に通知しなければならない。

（欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

……

住宅宿泊事業法施行規則（抄）

（法第2条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定める家屋）

第2条 法第2条第1項第2号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとする。

- 三 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋